
QA58 乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか

乳児は児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象としています。一方で乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日